

広島県告示第六百八十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年八月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人しらね眼科	安芸郡府中町鶴江一丁目二五―二〇	育成医療	平成二〇年八月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
おおのうら薬局	廿日市市丸石二丁目一―七四	育成医療・更生医療	平成二〇年八月一日
ふれあい訪問看護ステーション	安芸郡府中町鶴江二丁目二―六	育成医療・更生医療	平成二〇年八月一日
井上一誠堂薬局 焼山店	呉市焼山北三丁目六―一六	育成医療・更生医療	平成二〇年八月一日
みなみ薬局	江田島市大柿町柿浦九九―三	育成医療・更生医療	平成二〇年八月一日
あおぞら薬局	庄原市西本町二丁目一五―三二	育成医療・更生医療	平成二〇年八月一日